生物多様性国家戦略の概要

1 根拠・策定主体

[根拠] 生物多様性条約第6条

[策定主体] 地球環境保全に関する関係閣僚会議 (平成7(1995)年10月31日決定)

2 意義・内容

[意義] 生物多様性という観点から長期的な目標を明らかにし、我が国の施策を体系化したもの。各省庁の関連施策の推進と相互の連携を促すとともに、生物多様性への国民の関心と理解を深め、地方公共団体、民間団体等国以外の主体の取組を促進するもの。

[内容]

第1部:「生物多様性の現状」として日本と世界の生物多様性の現状を記述

第2部:「生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針」

基本認識として、

- 生物多様性は人類の存在基盤であり、多様な価値を内包
- 近年、人間活動による著しい減少が懸念
- 多様性の保全と持続可能な利用は、将来世代の可能性を守るために重要 長期的な目標
- 様々なレベルでの多様な生態系と生物種の保全と持続可能な利用
- 生物の安定的な維持を図るため、大面積の地域の保護地域等による適切 な管理と有機的な連携の確保

当面の政策目標

- 種の絶滅の防止
- 重要地域の適切な保全
- 持続可能な方法による利用

第3部:「施策の展開」として自然環境の保全や生物資源の利用に関する関係 各 省の現行施策を整理し記述

第4部:「戦略の効果的実施」として、各主体や各種計画との連携、戦略の進捗状況の毎年の点検、5年後程度の見直しを記述

3 策定経緯

1994年12月: 生物多様性条約第1回締約国会議で次回締約国会議(95年11月)までに国家戦略を策定するよう努力する旨公表

1995年6月~:環境庁素案作成、条約関係省庁連絡会議構成省庁で協議

8月: 政府原案公表 国民意見聴取(230団体・個人が意見提出)

~9月: 説明会開催(120名参加) 修正方針説明会開催(110名参加) 政府 側40名出席)

10月: 連絡会議で修正案を了承し 地球環境保全関係閣僚会議で決定

11月: 生物多様性条約第2回締約国会議において、国家戦略の策定を報告

生物多様性国家戦略の構成

第1部 生物多様性の現状 日本と世界の生物多様性の現状認識

第2部

生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針

基本 認識

- ・生物多様性の価値を認識(人類の生存基盤である自然生態系の健全な保持の基本的要素/ 遺伝、科学、社会、経済、教育、文化、芸術、レクリエーション上の価値)
- ・生物多様性の保全 / 持続可能な利用は将来世代の可能性を守るために重要

長期的 な目標

- ・様々なレベルで多様な生態系と生物種の保全と持続可能な利用
- ・生物の安定的な維持を図るため、大面積の地域の保護地域等による適切な管 理と有機的な連携の確保

当面の 政策目

標

- ・種の絶滅の防止
- ・重要地域の適切な保全
- ・持続可能な方法による利用

保全と利用の考慮事項

- ・地域の特性に応じた保全
- ・科学的知見・情報の充実
- ・自然の再生産能力の把握

施策検討の考慮事項

- ・地域計画の策定
- ・総合的計画的な取組
- ・各主体の積極的な関与
- ・国際的な視点

正評価 ・新技術の活用

第3部

施策の展開(自然環境の保全/生物資源の利用に関連する現行施策を整理)

第1章 生息域内保全 : 保護地域の設置・管理/野生動植物の保護管理/移入種対策

・予防的対応

・伝統的利用の適

/ 二次的自然環境の保全 / 都市地域における保全 / 遺伝子操作生物の安全性確保

第2章 生息域外保全

第3章 生物多様性の構成要素の持続可能な利用 : 林業/農業/漁業/野外レク・観光

/ バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用

第4章 生物多様性の構成要素等の特定及び監視

第5章 共通的基盤的施策の推進 : 奨励措置/調査研究/教育・普及啓発/影響評価

第6章 国際協力の推進

第4部

戦略の効果的実施

実施体制と各主体との連携

各種計画との連携

戦略の進捗状況の点検 / 見直し

・実施状況の毎年の点検、公表

・5年程度を目途に見直し